

Title	ダウズ委員会の独逸賠償金問題提案
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.7 (1924. 7) ,p.911(1)- 928(18)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

東洋軒主 伊藤耕之進

電話高輪 特長 二八七〇
二八七二

○生命保險會社協會地下室

東洋軒支店 丸の内 一六三三

三田學會雜誌 第十八卷 第七號

論 說

ダウズ
委員會の獨逸賠償金問題提案

堀江 歸一

ダウズ委員會の報告書——正確に云へばReport of Committees of Experts to Reparation Commission——は獨逸の賠償金問題を中心として、同國の財政并に通貨の状況を研究し、如何にして賠償金問題を解決し、以つて其正しきに就かきかを論述した近時稀に見る一大論策である。私は先づ報告書の概要を紹介することを主と

し、其間多少の批判を試みたいと思ふ。

委員會が主力を注いで研究した問題は如何にして獨逸の通貨を確實にし、又如何にして獨逸の歳計に收支均衡を保持せしめるかの二點であつたが、是等の問題たる、互に繋聯して居ることは明白の事實であつて、若しも經費が収入に超過して居つたならば、収入不足を補う爲めに、新銀行券の發行を必要とする外に、何等擇ぶ可き手段を知らないであらうし、又通貨の價值が確實でなく、殊に或る時期の後に低落を見ることを免がれないとすれば、租税の賦課に當り、徴收された収入は其豫期された際の収入に比較して、價值遙に低く、收支均衡の維持をして不可能事たらしめる。

上記の二大事業を完成するに就て、第一に注意しなければならぬのは、獨逸の經濟的能力であつて、若しも獨逸の國民的生産が國民的要求に應じ、又其外國に負う債務の支拂を保障するに足らない場合には、百の方策、千の計畫、遂に一の効果も奏するを得ざる道理であるが、此點に就ては委員會は獨逸の現状に對して、樂觀說を懷いて居る。即ち曰く

獨逸の發達し、且つ勤勉なる人民、其大なる技術的訓練、有形的富源の豊饒、農業の發達、産業上の科學に於ける優秀等の諸條件は獨逸將來の生産に關して、之を有望のものたらしめる要素と爲る。

其上に千九百十九年來獨逸は其諸工場并に設備を改善し、鐵道に關する調査の爲めに、特に任命された専門家は獨逸鐵道制度を改良する爲めに、何等費用の惜まれなかつたことを報告し、電信電話の交通は最近時の施設を應用し、港灣運河共に發達し、産業の當事者は戦前よりも更に大なる生産物を獲得する爲めに、最新の施設を講ずることを怠らない。

故に獨逸は富源を以つて、裝はれて居り、大規模に於て、是等富源を利用する方便をも備へて居る。隨つて現在の信用不足にして、救治されたならば、獨逸は世界の經濟的恢復と共に其活動場裡に於て、有利なる地位を保つであらうと。

或は右の説に對しては、樂觀的に事を誇張する嫌なきを得ないと云ふ評あるかも知れない。然も獨逸の生産力を復興し、自己の必要を充すと共に、賠償金の支拂に應せしめるには、財政并に通貨の状況を改善し、且つ世界の經濟の健全なる状態

に復歸することを必要とする趣きが最も適切に指摘されて居ると云へる。

二

茲に於てか問題は進んで如何にして通貨の復興を期するかと云ふことに入り、ダウズ委員會は第一に獨逸に於て新發行銀行を設立することを必要であるとし、設立の方策を述べて居る。今其要點を挙げれば、左の如くである。

一、銀行は獨逸に於て其特許年限である五十年間を通じて、銀行券を發行する獨占權を持つ。現在發行される獨逸一切の銀行券は漸次回收され、新銀行の銀行券之に代るものとする。新銀行券は其三分の一に相當する合法準備金と他の流動的資産とに依つて、保護され、準備金は専ら外國銀行に於ける預金の形態に於て、保有されるものとする。

二、永遠の政策としては、銀行券は金貨を以つて兌換され可きであるが、銀行創立の當初に於て、兌換の規則を適用することは、事情の一時許さざる所と考へられるから、始め先づ金に對する關係の確實なる通貨を作り、事情の許すに隨つて、兌換の基礎に置かうとする。

三、現在の帝國銀行と同じく、新銀行は銀行中の銀行として行動し、最も安全なる短期手形の再割引に従ひ、割引歩合を公定し、他銀行の爲めに取引を行ひ、銀行信用の移動の爲めに、振替制度をも營む一方に公衆の爲めに短期の貸出割引、預金の受入、資金の振替にも當る。

四、新銀行は獨逸政府の國庫事務を代理すると共に、政府に對して、短期の貸付金を爲す。然し此貸付金の分量并に性質に就ては、嚴重なる制限があり、又貸付金を爲す場合にも、保障が設けられる。政府は銀行の利益分配に與るを得るが、政府の監督并に干渉に對して、全然自由の地位に居る。

獨逸が條約履行の爲めに、蒐集した資金も亦總て特別勘定の下に、新銀行に預入れられ、而して債權國が之を引出すに就ては、獨逸の爲替市場、債權國の利害并に獨逸の經濟を保護する條件の下に、爲されるものとする。

五、新銀行は四億金馬克の資本金を有し、其一部は獨逸に於て、他の一部は外國に於て、醸出される。其經營は獨逸人の總裁并に獨逸人の重役會に託し、帝國銀行に於けると同じく、諮問委員會を置いて、助力を與へしめるが、尙ほ右の外に、各七

名の獨逸人并に外國人より成る總會議を設ける。七名の外國人重役に依つて代表される國は英、佛、伊、白、米、蘭并に瑞西とする。而して此總會議は銀行の組織又は行動中、債權國の利害に關する事項に就て、廣大なる權限を有し、會議員中の一名を選んで、常任委員とし、常任委員をして銀行券の發行并に準備金の維持に就て、法規に違背する所なきやを監視せしめる。總會議の決定は議長并に常任委員が共に多數の側に立つときは、多數決に據らしめるが、然らざる場合には、十四名の委員中、十名の同意を必要とする。

此銀行が設立され、右に掲げる諸條項を遵守して、營業するに至つたならば、通貨膨脹の虞れの存せざることは、ダウズ委員會の確信する所であつて、殊に銀行設立後に生ずる利益の一として、今日獨逸に於て、經濟上殆ど固定した外國通貨が銀行に對する出資又は預金の形態を以つて流動し始め、經濟上の用に復することを力説して居る。

三

然しながら新に設立される銀行をして充分の効果を奏せしめるには、一方に財

政に於て、收支均衡の状態の現出することを以つて、第一の要件とし、此要件を充すには、條約上の負擔から財政を緩和する處置に出でなければならぬ。從來獨逸人の間に於ては、總て内國關係の要求を以つて、獨逸の資源に對する第一の請求權を持つものであつて、隨つて條約上の義務は此第一の請求權に應じた後に生ずる剩餘に依つて、充されるものであると云ふ説が行はれて已まないが、ダウズ委員會は之に同意しない。然しながら流石に條約上の義務を以つて、如何なる狀況の下に於ても、又如何なる危險を賭としても、勵行され可きものは考へず、獨逸に課せられた賠償金支拂の義務に加へるに、内國經費の絶對必要額が或る一年に於て、納税力を超過する場合には、豫算の確實の維持されざると共に、通貨の動搖亦之に次がざるを得ざる次第であるから、斯る際には條約上の義務を調節することを以つて、必要であるとし、此見地から賠償金支拂額として、安全に決定される金額は收入の最大額と獨逸自身の必要とする經費の最小額との差額でなければならぬと云ふ原則が委員會の承認する所と爲つた。

四

斯くて問題は何を以つて獨逸國民に加へる公正なる租税の負擔額とするかと云ふことに觸れざるを得ない。蓋し正義の點より見て、獨逸人が聯合諸國民の負擔すると同様の租税負擔の下に置かれなければならないのは、當然の道理であつて、若しも戦争の爲めに、領土上に何等の損傷を蒙らざる獨逸國民が租税の輕易なる負擔を以つて、安んじて居るに對して、領土上に大なる損傷を蒙つた聯合諸國民が此損傷を復舊するに就て、大なる租税の負擔を蒙つて居るとすれば、是れ程正義の觀念に反したことは、他に見られないであらう。而して此原則は經濟上の關係に於ても、亦公正である。蓋し聯合國の納税者が戦争に基く租税の爲めに、消費者として重き負擔を荷はしめられ、更に獨逸の競争者に比較して、重き生産費の負擔に苦しめられることは、決して望ましからざる所であるからである。然らば何を以つて獨逸に取つて、均衡の保たれた租税とするかと云ふ問題を生ずる。

此問題を取扱うに當り、ダウズ委員會は第一に獨逸に於ける正常の収入源泉中、聯合諸國に對する獨逸の支拂能力と爲るものに就て、嚴重なる判別を下し、支拂に供せられる源泉を以つて、(一)普通豫算から生ずるもの、(二)鐵道債券并に運輸税から

生ずるもの、(三)産業上の債券から生ずるもの、三種として居る。

先づ第一に獨逸は普通豫算から、如何なる時期に於て、幾何の金額を支拂ひ得るかと云へば、此事たる、自ら如何にして獨逸の歳計に均衡を保たしめるを得るかと云ふ問題の解決に依つて、定まる。若しも獨逸の經濟的并に財政的統一が復興され、確實なる通貨が流通し、歳計が條約上の支拂から一時の猶豫を得るに至つたならば、獨逸が自國の資源に依つて、歳計の均衡を維持するを得ることは、委員會の期待する所であるが、此期待を爲すに就て、委員會は千九百二十四年度の暫定豫算案に於て、若干の収入剩餘の存することを根據として居る。固より之を悲觀する者の立場から云へば、通貨價值低落の影響の社會を毒するもの、甚だしく、貯蓄の風習は破壊され、信用の復舊には將來、多大の時を必要とし、現存の富は最悪の状態に於て、分配されて居るのみならず、將來通貨價值の低落する勢にして、遮斷されたとしたならば、輸出貿易に對する從來の獎勵は消失し去ると共に、世界の平準點を超へる程度に於て、價格の決定されることは、獨逸に對して、大なる反動を齎さざれば已まないであらうと云ふ說の行はれるのも、敢て異とするに足らない。然し

ながら獨逸財政當局者が將來收支均衡の維持されることを信ずるに就ては、三個の條件の具備されることを前提としたのであつて、其條件と云ふのは、

第一、信用の基礎として、活動する發行銀行の設立されること、

第二、獨逸經濟的生活の完全なる發達はルールや、ラインランドに加へられる壓迫の爲めに、制限されざるに至ること、

第三、獨逸は他諸國と經濟上の關係を結ぶに就て、完全なる自由を得ること、

の諸點に外ならない。而して是等の内、第一并に第二の條件は獨逸に於てダウズ委員會の提案を採用すれば、必ず聯合諸國の應諾する所と爲るであらうし、第三の條件亦條約の規定に據り、十二個月以内に承認され可き理由があると云ふことは、委員會の確言する所である。

五

然らば獨逸將來の財政に於て、其根幹と爲る租税は今日如何なる狀況に居り、今後收入の増加に依つて、財政の基礎を鞏固ならしめるを得るかどうか。ダウズ委員會は此見地に於て、獨逸租税制度に對して、批評を試みることに爲つた。委員會

は獨逸租税制度の全體に對して、種々の觀察を試み、以つて具體的計畫を立てる前提に充て、居るが、其觀察の重なるものは、左の如くである。

第一、獨逸近年の租税制度を以つてしては、富裕なる地位に居るものは、之を勞働者階級に比し、又他國に於ける富裕者に比し、同一程度の負擔を課せられて居るものと認めるを得ないこと、

第二、通貨價值の繼續して低落する爲め、多くの階級に屬する事業家は利潤として、生産物の全體に就て、多くの分前を獲得する。彼等の支拂う費用は多く固定的性質を有し、加ふるに紙の馬克に於ける貸銀は紙の馬克に於ける諸物價の如く急速に上進しなかつた、斯くて産業の全産物に於ける事業主の分前は名目上の金額を以つて、債務を償還する爲めに得る特別の利益の外に、尙ほ正常點を超へて、遙に大なるに至つたこと、

第三、所得税の如き直接税は急速に物價の騰貴する時代に於ては、前年の利潤を基礎として賦課される結果、當該年度の利潤に對して、負擔の輕きを得る道理である。其上に斯る租税に於ける申告、査定、異議申立等の手續は若干の時日を要

する結果實質的負擔の紙に於ける馬克に依つて決定されるときには、其眞實の負擔は當初計畫されたものよりも、軽く爲り、更に納付の遅延は此傾向を顯著ならしめざるを得ざること、

ダウズ委員会は進んで各項目の租税に關する研究に入り、煙草專賣法の改正に依つて増收の餘地頗る大なる可きことを説き、間接税の税率が一般に低く、隨つて今後經濟社會に於ける繁昌の加はると共に、消費に減少を來さずして、收入増加の望みあることを斷じ、自働車税の低廉に過ぐることを指摘し、相續税に就ては、獨、白、英、佛四個國に關し、左の如き興味ある税率比較表を掲げて居る。

財産額(金馬克)	獨逸	白耳義	英吉利	佛蘭西
妻并に三兒	分	分	分	分
二〇,〇〇〇	一、五	二、一	三、〇	三、五
二〇〇,〇〇〇	二、九	二、七	五、〇	六、一
二,〇〇〇,〇〇〇	五、九	三、八	一五、九	一一、五
六,〇〇〇,〇〇〇	七、五	四、八	二二、八	一四、四
兄 弟	七、八	八、三	三、〇	二二、三
二〇,〇〇〇				

二〇〇,〇〇〇	一七、四	一、一、四	五、〇	三六、〇
二,〇〇〇,〇〇〇	三〇、〇	一七、〇	一九、二	五〇、一
六,〇〇〇,〇〇〇	三〇、〇	二二、二	二五、九	五六、二
其以外				
二〇,〇〇〇	一八、二	一六、七	三、〇	三六、八
二〇〇,〇〇〇	四、六	二二、八	五、〇	四八、三
二,〇〇〇,〇〇〇	七、〇	三四、八	二三、五	六一、〇
六,〇〇〇,〇〇〇	七、〇	四四、五	二九、八	六六、五

六

財源問題に關聯して、次に攻究されたのは、國有鐵道を今後如何に處理す可きやと云ふことであつた。戦争以來殆ど總ての鐵道が不成績であるのは、著明の事實であるが、ダウズ委員会は其原因を案じて、第一人員過剰であり、八時間勞働制の實施と、講和條約に伴う義務とを考量するも、尙ほ過剰に失すること、第二失業者救済の目的を以つて、從來過度の建設費を投入したこと、の二點に在りとした。然も今や政府は鐵道經營の方法を一新し、鐵道を普通の行政から分離して、純然たる一個の業務として、取扱うことに勉めると共に、建設費を繰延べ、料金にも引上を行ひ、

鐵道をして會計上に自立せしめるは勿論、或る利益を生せしめることを期した。然しながら専門家の考へる所を以つてすれば、現在の經營法の下に、適當の貸率政策を施す以上は、今日以上に、収入の増加を期することは、之を望むに難しとしない。既往に於ける獨逸國有鐵道の精神は、獨逸産業上の利益を主とし、國庫收入を従としたが、今や此傳習は宜しく打破されなければならぬとした。委員會は此専門家の結論に賛成するのみならず、更に一步を進め、株式會社組織の下に、鐵道を經營することを提案し、之を以つて聯合諸國の爲めに、獨逸から鐵道行政を奪うのではなく、資本に對する相當利益の生ずるのを期するのであつて、此利益の生ずる限り、鐵道行政に對して、他國の干渉を加へることを期圖しないとした。而して此鐵道會社の設立と償金問題との間に、關係を結ばしめた所が委員會苦心の存する點であつて、委員會の提案では、二百六十億金馬克を以つて、鐵道會社の資本金に充てると共に、此會社をして百十億金馬クの政府保證擔保付社債券を發行せしめ、其利子は初年度に於て三分、次年度に於て四分の利子の外に二千五百萬馬クの割増金、第三年度以後に於て五分とし、此債券發行に依る収入に依つて、償金の支拂に當らし

める外に、獨逸の産業を基礎として、産業證券五十億金馬克を發行することも亦主張されて居り、全體に於て、償金の支拂を左の程度に置くことが豫想される。

一、償金支拂猶豫期限	百萬馬克
第一年度(外債并に鐵道債券に對する利子)	一、〇〇〇
第二年度	一、二二〇
鐵道債券産業債券の利子并に豫算に於ける釀出	一、二二〇
一、過渡期間	
第三年度	一、二〇〇
鐵道債券、産業債券の利子運輸稅并に豫算に於ける釀出	一、二〇〇
第四年度	一、七五〇
第三年度に於けると同一の財源	一、七五〇
標準年度	
第五年度	二、五〇〇
第三年度に於けると同一の財源	二、五〇〇

七

右の如きダウズ委員會の計畫する諸計畫の實行されるに當り、其發端に於て、必要とされるのは、先づ八億金馬克の外債發行であつて、新銀行の設立も、通貨價値の

確定も總て此外債の成否如何に依る。蓋し外債成立の曉に、其収入が銀行に預託されて、茲に始めて其正貨準備に寄與し、通貨發行の基礎を擴張し、獨逸をして能く對外債務の決濟に當らしめるを得るからである。然らば獨逸は計畫の發端に於て、外債に依つて、債務の全額を辨ずるを得る信用を有するかどうか、一個の問題と爲る。ダウズ委員會は此點に於て、燥急の判断を下さない。其言う所を窺うに吾人の見解を以つてすれば、獨逸にして其狀況の能く確立せざる限り、債務決濟に適する資金を得るとは云ひ得られないであらう。然しながらダウズ案の主張するが如き善良なる保障が備へられ、一方に國際間の政治の安定する見込みが付いたならば、此切迫した要求の充されない道理はないのであつて、唯問題とする所は獨逸に對する債權が聯合諸國債權者間の協定に依つて、獨逸の堪へ得る程度まで、輕減されるかどうか、輕減の程度の大であればあるだけ、獨逸の外債は有利なる條件の下に、成立するであらうし、然らずんば、反對の結果と爲る。之を具體的に云へば、ダウズ案の計畫は

第一、總ての目的に於ける支拂を十億金馬克に制限し、此内少なくとも八億馬克

は獨逸國內に於て、費消せしめること。

第二、聯合諸國と獨逸との間に、政治上の狀況の安定を得るに就て、協力せしめ、斯くて世界の放資者をして善良なる保證を有する獨逸の公債に應募するに至らしめること。

第三、八億金馬克の資金は通貨の確定に資すると共に、經濟復興期の當初に於て、現物の徵收に應ずる資源と爲ること

の三點を骨子とする。而して此計畫が緒に就き、獨逸の信用状態に復興を告げるに至つたならば、獨逸に多額の資金の流入し來ることは、委員會の期待する所である。何故に此期待を懷くかと云へば、從來外國に資金を送遣したり、獨逸國內に於て、外國銀行券を貯藏したりした人々の目的は將來の損失を蒙る危険を回避する一事に存したのであるから、獨逸に復興の望み明なるに至つた場合には、此資本を獨逸通貨に引換へることを辭するものと想像されないからである。

最後に一個の問題と爲るのは、ダウズ委員會の決議に據れば、財政上の諸方面に、互つて、幾多の委員會が聯合諸國の代表に依つて、組織され、獨逸財政の殆ど全般に

互つて、監督を加へる一事であつて、獨逸としては斯る監督の爲めに、殆ど財政上の自主獨立を喪失した嫌なきを得ない。償金問題解決の爲めに、暫く此屈辱を蒙るの已むを得ざるに至つたものとして、果して永く之に堪へるであらうかどうか。將來に物議の種子を蒔いたものとしなければならぬ。

要するに獨逸の外債發行はダウズ委員會の報告が關係諸國の政府に依つて承認された曉に、第一に行はる可き所であつて、此計畫の下に與へられる保證に對して、公衆の置く信用の程度の厚薄は自ら其成否を決定する要素と爲るのである。然しながら既に短期の性質であるが、倫敦并に紐育の銀行業者は獨逸に於ける金割引銀行の設立に關して、信用を與へて居る事實がある以上は、此點に於て強ち望なしとす可きではなからうと思はれる。

經濟政策の極致

(アダム・スミスとオツペンハイマーに於ける)

自由主義研究の一節

向井 鹿松

Franz Oppenheimer は近代獨逸經濟學界に於ける一偉才である。彼の論文を読む者は、其潑刺たる才氣の紙上に溢るるを認むるであらう。假令異論はあるとしても、彼が其畢生の力を振つて打ち建てんとする所謂 Das ökonomische System des Liberalen Sozialismus の試みは、彼の深き學識と明晰なる頭腦及び其才氣を以てして、初めて企て得可き事業と云はなければならぬ。所謂自由社會主義 (Der Liberale Sozialismus) とは、一つの經濟秩序に對する信仰及び努力であつて、此の秩序の下に於ては經濟的利己心の支配の下に完全なる自由競争が行はれ、而も所得としては只勞働所得の